

# 大川市議会第5回定例会会議録

平成21年9月7日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

1番	石橋忠敏	10番	中村博満
2番	箴島かおる	11番	岡秀昭
3番	吉川一寿	12番	中村武彦
4番	今村幸稔	13番	佐藤操
5番	平木一朗	14番	山田廣登
6番	古賀龍彦	15番	井口嘉生
7番	石橋正毫	16番	古賀勝久
8番	川野栄美子	17番	古賀光子
9番	福永寛	18番	神野恒彦

## 欠席議員

なし

## 2.地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

市	長	植木光治										
教	育	長	石橋良知									
消	防	長	柿添新一									
(兼)	警	防	課	長								
経	営	政	策	課	長	木下修二						
総	務	課	長	今泉貞則								
(併)	選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長	
企	画	調	整	課	長	古賀文博						

税	務	課	長	古	賀	重	敏
農	業	水	産	課	長		
	(併)	農	業	委	員	会	事
		務	局	長	添	島	清
							美
上	下	水	道	課	長	宮	崎
						博	巳
学	校	教	育	課	長	武	下
						博	子
監	査	事	務	局	長	武	下
						知	寛
会	計	課	長	補	佐	中	村
						政	則

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議	会	事	務	局	長	酒	見	隆	司		
議	会	事	務	局	書	記	永	尾	龍	之	介
議	会	事	務	局	書	記	石	橋	英	治	
議	会	事	務	局	書	記	堀			修	

4. 付議事件

- 1. 開 会 の 宣 告
- 1. 会 期 の 決 定
- 1. 諸 般 の 報 告
- 1. 議 案 の 上 程

報告第8号 専決処分の報告について（新橋水門操作による船舶事故に係る損害賠償）

報告第9号 大川市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議案第42号 定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例の制定について

議案第43号 大川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

議案第44号 大川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第45号 大川市公共賃貸住宅条例の制定について

議案第46号 平成20年度大川市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第47号 平成20年度大川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 議案第48号 平成20年度大川市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第49号 平成20年度大川市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第50号 平成20年度大川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第51号 平成20年度大川市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第52号 平成20年度大川市上水道事業会計決算認定について
- 議案第53号 平成21年度大川市一般会計補正予算
- 議案第54号 平成21年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算
- 議案第55号 平成21年度大川市介護保険事業特別会計補正予算
- 議案第56号 平成21年度大川市下水道事業特別会計補正予算
- 議案第57号 八女西部広域事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、八女西部広域事務組合の共同処理する事務の変更及び八女西部広域事務組合同約の変更について
- 議案第58号 福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 議案第59号 福岡県南広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県南広域水道企業団規約の変更について
- 議案第60号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同約の変更について
- 議案第61号 市道路線の廃止について
- 議案第62号 市道路線の認定について
- 議案第63号 大川市副市長の選任について
- 議案第64号 大川市教育委員会委員の選任について

1. 提 案 理 由 の 説 明

1. 一 部 議 案 質 疑

( 報告第8、第9号 )

1. 一 部 議 案 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

( 議案第57号～第60号、第63号、第64号 )

午前 9 時30分 開会

議長（井口嘉生君）

皆さんおはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年第 5 回大川市議会定例会を開会いたします。

これから直ちに会議を開きます。

まず、会期決定の件を議題といたします。

本定例会に付議事件として市長から送付を受けております案件は、報告第 8 号 専決処分の報告について（新橋水門操作による船舶事故に係る損害賠償）など25件、ほかに請願 1 件であります。

お諮りいたします。本定例会の会期は、付議事件及び諸般の関係から勘案いたしまして、本日から 9 月25日までの19日間といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から 9 月25日までの19日間と決定いたしました。

なお、本会期中における議事日程については、さきに配付いたしました日程表のとおりといたしたいと思っておりますので、さよう御承知の上、御協力のほどお願いいたします。

それでは、これから日程に従い、諸般の報告を行います。

例月出納検査結果並びに定期監査について、監査委員から報告がっておりますので、御報告申し上げます。

なお、この内容につきましては、お手元にその写しを配付しておりますので、それにより御承知のほどお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、議案の上程を行います。

市長から議案25件の送付がなされ、これを受理いたしました。案件を局長に朗読いただきます。局長。

議会事務局長（酒見隆司君）

それでは、朗読いたします。

報告第8号 専決処分の報告について（新橋水門操作による船舶事故に係る損害賠償）

報告第9号 大川市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議案第42号 定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例の制定について

議案第43号 大川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

議案第44号 大川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第45号 大川市公共賃貸住宅条例の制定について

議案第46号 平成20年度大川市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第47号 平成20年度大川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第48号 平成20年度大川市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第49号 平成20年度大川市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第50号 平成20年度大川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第51号 平成20年度大川市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第52号 平成20年度大川市上水道事業会計決算認定について

議案第53号 平成21年度大川市一般会計補正予算

議案第54号 平成21年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算

議案第55号 平成21年度大川市介護保険事業特別会計補正予算

議案第56号 平成21年度大川市下水道事業特別会計補正予算

議案第57号 八女西部広域事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、八女西部広域事務組合の共同処理する事務の変更及び八女西部広域事務組合規約の変更について

議案第58号 福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議案第59号 福岡県南広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県南広域水道企業団規約の変更について

議案第60号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について

議案第61号 市道路線の廃止について

議案第62号 市道路線の認定について

議案第63号 大川市副市長の選任について

議案第64号 大川市教育委員会委員の選任について

以上でございます。

議長（井口嘉生君）

局長朗読のとおり、議案25件を一括議案といたします。

議案の朗読を省略し、市長の提案理由の説明を求めます。市長。

市長（植木光治君）（登壇）

おはようございます。立秋も過ぎますと、大分秋らしくなってきました。

早速でございますが、提案理由の説明を申し上げます。

本日、ここに平成21年第5回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公使とも御多用の中にもかかわらず御参集賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、この議会に提案をいたしております議案は25件であります。その内訳は、報告2件、条例議案4件、決算認定に関する議案7件、予算議案4件、その他8件であります。

まず、報告第8号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

この専決処分の報告につきましては、議案に理由を付しておりますとおり、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告いたすものであります。

次に、報告第9号 大川市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

この報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成20年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査意見書を付して報告いたすものであります。

次に、議案第42号 定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、総務省が推進する定住自立圏の形成に係る協定の締結等について、地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決に付すべき事件とするため、条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第43号 大川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、退職手当制度の一層の適正化を図り、もって公務に対する市民の信頼確保に資するため、国家公務員の退職手当の運用に準じた退職手当の支給制限や返納制度の創設等、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第44号 大川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、子育て支援策の一環として、健康保険法施行令等が改正され、平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に対する出産育児一時金の額が、現行350千円から390千円に引き上げられたことに伴い、本条例の改正を行うものであります。

次に、議案第45号 大川市公共賃貸住宅条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、大川市地域で働く幅広い所得層の住民に対し、生活の安定と福祉の向上を目的として賃貸住宅を提供するため、雇用促進住宅（大川宿舍及び大川第2宿舍）の譲渡を受けることに伴い、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、大川市公共賃貸住宅を設置及び管理するための条例を制定するものであります。

次に、議案第46号 平成20年度大川市一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第51号 平成20年度大川市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで一括して御説明申し上げます。

6議案とも、それぞれ平成20年度歳入歳出決算の認定に基づく監査委員の審査も終わり、お手元に決算審査意見書及び当該決算に係る主要な施策の成果を説明する附属書類を配付いたしておりますので、御参照の上、御認定をいただくようお願いを申し上げます。

次に、議案第52号 平成20年度大川市上水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。

本議案は、平成20年度大川市上水道事業会計決算認定をお願いいたすものでありまして、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づく監査委員の審査も終了し、議員各位には決算審査意見書を添えて提出いたしておりますので、御審議の上、御認定いただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第53号 平成21年度大川市一般会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正は、国の経済危機対策に伴う緊急支援もあわせて活用し、歳入歳出予算及び

地方債の補正をお願いいたすものでありまして、まず、歳入歳出予算の補正からその概要を御説明申し上げます。

総務費につきましては、特別職の給与改定に係る審議会開催のための特別職報酬等審議会委員報酬160千円、旧道海島小学校跡地の開発行為に要する工事費32,000千円を計上いたしております。

民生費につきましては、母子家庭の母の生活安定のため、資格取得を促進する母子家庭高等技能訓練促進費1,821千円、住宅を喪失した人、またはそのおそれがある人に対し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援に要する経費5,404千円、中国残留邦人等の支援策として中国語のできる支援相談員の配置等に要する経費206千円、幼児教育費の子育て負担に配慮した子育て応援特別手当交付金等32,710千円を計上いたしております。

衛生費につきましては、女性特有のがん検診推進事業に要する経費9,118千円、筑後市、大木町との共催により来年度開催予定の第18回環境自治体会議の準備に要する実行委員会への負担金500千円を計上いたしております。

労働費につきましては、生活防衛のための国の緊急対策として緊急雇用創出事業費15,096千円、ふるさと雇用再生特別交付金事業費6,000千円を計上いたしております。

農林水産業費につきましては、活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金1,132千円、大野島漁港区域変更に係る測量業務委託料1,000千円を計上いたしております。

土木費につきましては、市道道海島東西線用地購入費4,837千円、市道の舗装装補修に要する地域連携推進事業費55,839千円、狭あい道路整備等促進事業費7,500千円、中原交差点改良事業費3,100千円、下水道事業特別会計繰出金40,149千円、市営住宅の改修に要する経費271,389千円、雇用促進住宅買収に伴う経費として82,920千円を計上いたしております。

教育費につきましては、学校耐震化及び太陽光発電設置に要する経費263,500千円、大川市指定文化財「旧三瀨銀行本店」の保存修理事業補助金20,000千円、町内公民館施設整備事業補助金4,740千円を計上いたしております。

災害復旧費につきましては、平成21年6月29日から7月27日にかけての梅雨前線豪雨により被災した農業用施設及び公共土木施設に係る災害復旧事業費73,918千円を計上いたしております。

また、災害復旧費の計上に伴い、職員の人件費について、農林水産業費3,544千円、土木費3,441千円を災害復旧費へ組み替えるため、それぞれ減額いたしております。



以上によりまして、今回の補正総額は923,315千円となっておりますが、これが財源といたしましては、歳出に見合う国庫支出金、県支出金、市債及び繰越金をもって充当した次第であります。

次に、地方債の補正につきましては、道路橋りょう整備事業及び公営住宅改善事業、水路災害復旧事業、道路災害復旧事業の変更及び追加をお願いするものであります。

次に、議案第54号 平成21年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正は、平成20年度退職者医療療養給付費等交付金の精算に伴う返還金について補正しようとするものであり、これが財源といたしましては、繰越金等をもって充当した次第であります。

次に、議案第55号 平成21年度大川市介護保険事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正は、介護保険事業勘定において、介護給付費準備基金積立金及び平成20年度介護給付費国庫負担金等の精算に伴う返還金について補正しようとするものであり、これが財源といたしましては、繰越金をもって充当した次第であります。

次に、議案第56号 平成21年度大川市下水道事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算及び地方債の補正をお願いするものであります。

まず、歳入歳出予算の補正につきましては、公共下水道工事に要する経費210,149千円を計上いたすものでありまして、これが財源といたしましては、国庫支出金、市債及び繰入金をもって充当した次第であります。

また、地方債の補正につきましては、公共下水道事業の変更をお願いするものであります。

次に、議案第57号 八女西部広域事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、八女西部広域事務組合の共同処理する事務の変更及び八女西部広域事務組合規約の変更について御説明申し上げます。

本議案は、議案の末尾に理由を付しておりますとおり、八女郡黒木町、同郡立花町、同郡矢部村及び同郡星野村が廃され、その区域が八女市に編入されることに伴い、八女西部広域事務組合を組織する地方公共団体の数が減少し、八女西部広域事務組合の共同処理する事務を変更するとともに、八女西部広域事務組合規約を変更するため、地方自治法第290条の規

定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第58号 福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について御説明申し上げます。

本議案は、前原市、糸島郡二丈町及び同郡志摩町が廃され、その区域をもって糸島市が設置されることに伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を増減し、福岡県後期高齢者医療広域連合規約を変更するため、市町村の合併の特例等に関する法律第13条第2項において準用する地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第59号 福岡県南広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県南広域水道企業団規約の変更について御説明申し上げます。

本議案は、八女郡黒木町、同郡立花町、同郡矢部村及び同郡星野村が廃され、その区域が八女市に編入されることに伴い、福岡県南広域水道企業団を組織する地方公共団体の数を減少し、福岡県南広域水道企業団規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第60号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について御説明申し上げます。

本議案は、前原市、糸島郡二丈町及び同郡志摩町が廃され、その区域をもって糸島市が設置されることに伴い、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数を増減し、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約を変更する必要があるため、市町村の合併の特例に関する法律第13条第2項において準用する地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第61号 市道路線の廃止について及び議案第62号 市道路線の認定については、議案の末尾に理由を付しておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

次に、議案第63号 大川市副市長の選任について御説明申し上げます。

本件は、議案の末尾に理由を付しておりますが、現在欠員となっております副市長に福島裕幸君を選任しようとするものであります。

同君は、別紙履歴書のとおり、昭和60年に福岡通商産業局（現在の九州経済産業局）に入局し、約24年にわたり中小企業振興のための企画立案、流通政策、地域産業の国際化等の業

務に従事してまいりました。このうち4年間は、本省及び中小企業基盤整備機構九州支部にそれぞれ2年間出向し、本省を含め、局内外に多くの人的ネットワークを有しております。

平成19年4月から本年4月までは、九州経済産業局産業部中小企業課長補佐として、経済産業省の重点施策の一つである中小企業の連携体構築による製品開発や地域資源を活用した商品開発への支援業務等を担当いたしております。

また、現在は同局産業部流通・サービス産業課の筆頭課長補佐として、地域の商店街振興によるまちづくりや物流、サービス産業の施策を担当するなど、産業振興に関する同君の政策構想力、実行力、交渉能力は局内外において高い評価を得ているところであります。

本市は、インテリア産業が大変厳しい状況の中にあり、特に基幹産業の再生は喫緊の課題であり、本市最大の政策課題であります。ここにすぐれた人的資源を投入し、関係機関との連携を密にすることは、当面最も重要なことであります。

このような観点から、人選を進めた結果、政策的実績、豊かな知見及び人脈ネットワークを有するなど、余人をもってかえがたいものがあり、本市副市長として最適任であると考えます。まさに、本市インテリア産業の再生、発展の切り札的人材でありますので、その活躍にエールを送る意味で、満場の賛同を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第64号 大川市教育委員会委員の選任についてであります。議案の末尾に理由を付しておりますとおり、市教育委員会委員に廣松美和君を選任しようとするものであります。

同君は、人格識見ともすぐれ、社会的信望も厚く、また、現在教育委員として活躍されているところであります。地方教育行政に対する重要性がますます高まる中で、教育、学術及び文化に関してすぐれた識見を必要とする市教育委員会委員として最もふさわしい人物と考えますので、御賛同賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

以上、提出議案の概要について御説明申し上げましたが、いずれの議案も市政運営上緊要なものでありますので、慎重な御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

議長（井口嘉生君）

市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、この際お諮りいたします。ただいま議題といたしております案件のうち、報告第8号 専決処分の報告について（新橋水門操作による船舶事故に係る損害賠償）、報告第9号 大

川市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、議案第57号 八女西部広域事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、八女西部広域事務組合の共同処理する事務の変更及び八女西部広域事務組合規約の変更について、議案第58号 福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、議案第59号 福岡県南広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県南広域水道企業団規約の変更について、議案第60号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について、議案第63号 大川市副市長の選任について、議案第64号 大川市教育委員会委員の選任について、以上8件については、委員会付託を省略し、直ちに本会議で審議いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、まず、報告第8号及び報告第9号の2件を一括議題といたします。

これから、ただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりませんので、報告第8号及び報告第9号については、以上で御了承のほどをお願いいたします。

次に、議案第57号 八女西部広域事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、八女西部広域事務組合の共同処理する事務の変更及び八女西部広域事務組合規約の変更についてを議題といたします。

これから、ただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

議案第57号 八女西部広域事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、八女西部広域事務組合の共同処理する事務の変更及び八女西部広域事務組合規約の変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号 福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

これから、ただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

議案第58号 福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号 福岡県南広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県南広域水道企業団規約の変更についてを議題といたします。

これから、ただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

議案第59号 福岡県南広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県南広域水道企業団規約の変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更についてを議題といたします。

これから、ただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻まで

に質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

議案第60号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同規約の変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 大川市副市長の選任についてを議題といたします。

これから、ただいま議題としております案件について質疑を行います。質疑の通告がっておりますので、これを許します。

まず、2番 箴島かおる君。

2番（箴島かおる君）

議案第63号 大川市副市長の選任について質問いたします。

副市長というのは、大川市における市長に次いでナンバーツーの権限を有する重要な役職であり、市長に事故のあるときは、その職務を代行する権限を有する役職でもあります。大川市の行く末を左右するような重要な役職である副市長の選任に当たっては、大川市議会としては、より慎重な審議が必要だと私は考えます。

そこで、次の3点を質問いたします。

第1点として、福島裕幸氏が大川市の副市長に適任であることの理由は議案説明書に述べられておりますが、通常であれば、大川市の市政経験者をその任に当てるのが半ば慣例化されてきたと思いますが、今回あえて外部の人材を登用されようとしているのか、植木市長の所信を伺います。

第2点として、地方自治法第163条において、副市長の任期は4年間となっておりますが、福島裕幸氏の履歴書によりますと、現住所は福岡県古賀市となっております。古賀市から大川市に通勤するとなると、通勤手段にはよりますが、電車通勤であれば2時間以上かかると思います。4年間も古賀市から大川市に通勤されるのは大変なことだと思われまじ、緊急時の対応についても問題があると私は思います。

福島裕幸氏は、副市長に選任された場合は、現住所を大川市に移されるか否かについて伺います。

第3点目として、副市長の給与について伺います。

植木市長におかれましては、市長に就任以来、給料、期末手当とともに、市長にあっては30%、副市長にあっては20%の削減を、みずから議会に提案され、実行されてきました。しかしながら、ことしの4月からは市長及び副市長の給与等の削減が議会に提案なされておられません。このことは、副市長就任の要請に当たり、その待遇を提示するに当たって、当然のことながら給与の提示も必要要件だと私は思いますが、そのことで、あえて給与の削減をなされなかったのかどうかについてお伺いいたします。

以上の点につきまして、市長の御答弁をお願いします。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）

まず、外部から登用しようとする理由ではありますが、提案理由にみる申し上げましたように、本市の政策課題の最重要な部分というのは、まさに基幹産業の再生だということを認識いたしております。従来、慣例的には市職員OBを副市長、あるいは助役に選任してきましたけれども、それは必ずしもそれが慣例だからそういうふうにしなければならないということではないわけでありまして、一番、政策課題として何が重要であるのか、そのことについてどういう人材が要るのか、それは市内外に目を配って最適の人事をするというのは、ある意味では当然だと思っております。

ちなみに、近隣の市町村におきましても、県あるいは国から割愛人事、出向をお願いし、主要なポストで活躍しているのは議員御承知のとおりであります。

理由につきましては、今申しましたように、インテリア産業再生という喫緊の課題、ある意味では、大川市における公共事業的な性格を持つ基幹産業の再生に最適の人材を投入するというのが目的、主たる理由であります。

それから、住所につきましては、現在は、福岡県古賀市にお住まいでありますけれども、憲法上は本人の御自由ということになります。漏れ聞くところによりますと、仮に本議会において御賛同いただきますならば、当然のことながら本市の市民として住んでいただく、あるいは住むという意味を伝えられておりますし、そう伺っております。当然、緊急事態も

ございますから、市民として副市長の任に当たっていただくのは、ある意味では当然だと思いますし、その思いは持っておられるやに聞いております。

それから、給与につきましては、これは本年3月議会において既に議会に諮りましたように、今年度は市長の改選の年でありますから、市長が交代する可能性もあるということから、次期市長、新市長のそういう面での手足を縛るといのはぐあいが悪いと、必ずしも適切でないということで、カットの部分については提案いたしておりませんが、先ほど提案理由の中にもありましたように、この議会で御承認をいただきますならば、報酬審議会、今までは附則でカットしておりましたが、今後は本則それ自体について御審議をいただく、その場をつくっていただくため、今先ほど申しましたような予算を組んで、審議会を立ち上げていただいて、御審議をいただきたいというふうに思っているところであります。

以上です。

議長（井口嘉生君）

2番 箴島かおる君。

2番（箴島かおる君）

1つ、私聞き漏らしたんですけど、4年間頑張っていただけのものか、一応任期としては4年あると思いますので、その辺をお聞かせ願いたいです。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）

御指摘のとおり、御賛同いただければ、形式的には4年ということになりますけれども、割愛の期間は、当面2年ということで先方と相談したいと思っておりますけれども、ある意味では、中締めということで2年という期間を割愛の期間にしたいと考えております。そして、2年後に先方の事情、つまり経済産業省の事情、あるいは御本人の事情、そして我々の事情、具体的に言いますと、市民の同君に対する評価、あるいは議会の同君に対する評価も見ながら、2年後に次の2年間をどう対応していくかにつきましては判断をしまいたいということでもあります。

それから、給与につきましては、これは具体的な数字が必要であれば、あと担当課長が申し上げますけれども、現在は本則のとおりでありまして、報酬審議会において、本則が多分減額という方向での審議ということになると思いますから、その場合はそのような給与にな



るんじゃないかというふうに考えております。

議長（井口嘉生君）

2番 箴島かおる君。

2番（箴島かおる君）

今、4年間ということで頑張ってもらえるものとして私は期待したいと思います。2年間ではなかなか、本当に有能な方でいらっしゃるかと思いますけど、特に2年間で本当に結果が出せるものなのか、その辺も私は考えます。

以上で質問を終わらせていただきます。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）

貴重な御意見、ありがとうございました。

履歴書のほうにも書いておりますように、国の場合には、大体1年から2年でローテーションをまわります。つまり、1年以内、数カ月でみずからが所管している仕事について全体像を把握し、理解をします。そういう訓練を重ね、あるいはさせられておまして、そういうことがこういう1年ないし2年というところで、もう2年というのはむしろ長過ぎる、そういう訓練をしていただいておりますので、私は、少なくともこの一、二カ月のならし運転といえますか、副市長としてのならし運転を経れば、副市長としての任務、それから本市における副市長の役割については正確に理解をしてくれるものというふうに理解をいたしております。

議長（井口嘉生君）

次に、11番岡秀昭君。

11番（岡 秀昭君）

今、ほとんど出てしまったように思いますけれども、議案第63号についてお尋ねいたします。

植木市政1期目の4年間に、副市長が2年、2年で交代をされました。先ほど箴島議員が申されたように、副市長に我々が求めるもの、4年間の任期、やっぱり一緒に市長の右腕として市政に当たるというものを期待しておったわけではありますが、病気等の理由で残念な結果であったのかなと思います。

今回、今御答弁ありましたけれども、2年間という任期で、100年に一度のこの経済状況、そして、またなおかつ、大川が抱える基幹産業はさらに10年前から経済的に厳しい環境にさらされ続けておるわけでありまして。これが2年で完治できるのかというふうな思いがありますが、その辺の思いについて一言お聞きをしたいと思っております。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）

先ほどの箴島議員の答弁に重複をいたしますけれども、もちろん、この2年で濡れ紙をはぐように本市の基幹産業の立ち直りがあるかどうかというのは、これは本人の努力だけではなくて、私どもの努力だけではなくて、諸要因がございますから、そこはなかなか難しい面もあるのかもしれませんが、私が申し上げておりますのは、任期4年ということ、形式的には4年でありましてけれども、一たん中締めをして、その中でそれぞれ先方の御事情もございましょうし、それから、本人の御事情もございましょうし、逆に我々の事情も出てくるかもしれない。具体的に言いますと、例えば、議員各位の同君に対する評価が思いのほか低いとか、あるいは市民の評価が低いといったようなことになれば、4年間ずっとということではないということもあり得るわけでありまして、いずれにしましても、一たん中締めをした上で、次の2年間についてそれぞれ3者で相談をしてみたいというふうに思っておりますが、2年間の中で能力が発揮できないという認識は、私は持っておりません。

先ほど言いましたように、私も4年間、霞が関で仕事をしてまいりましたが、ほとんど1年ぐらいでかわってまいります。不思議に思って、ある若い補佐をつかまえて、「何でこんなに早く異動するのか」と申しましたら、その補佐が私に向かって言い放った言葉が印象的でありました。「植木審査官、我々は2週間で人の前で自分の仕事が話せなければ、それは霞が関では務まりません」といったような言葉を平然と私に言い放った。それはすごく印象として残っております。まあ、それは多少極端な言い方であったとしても、一、二カ月でみずからの仕事の範囲、あるいは本質について見抜く能力が十分にあると私は思っております。

議長（井口嘉生君）

11番岡秀昭君。

11番（岡 秀昭君）

わかりました。2年単位で、今までの市の中が、行政がどのようなサイクルで動いておっ

たのかというものを考えたときに、やっぱりチーム植木として植木市政の2期目を、幹部職員初め、一般職員に至るまで一致団結して大川市の再生に取り組む、本当に産業の再生にしても大事な時期であろうというふうに思います。

そういう意味においては、副市長に、さらなる2年間じゃなくて、4年間で本当に大川を再生する道筋をきちんとしていただけるように経済官僚としての期待を申し上げて、強く4年間を頑張らせていただけることを期待申し上げて、質疑を終わります。

議長（井口嘉生君）

次に、1番石橋忠敏君。

1番（石橋忠敏君）

さきに岡議員とか笹島議員が言っておるので、私の言っておることは大体似ておるんですが、ちょっと市長の答弁を聞いているとね、可能性がある、可能性があるという中での答弁としか私は聞き取れないんですよ。一たん採決した以上は、これは揺るぎないもんやから、例えば、任期の問題にしても、総合的にあいまいな返事じゃなくて明快な答えがほしいとは思ったんですけどね。

それとは別に、私自身は、市長が本人さんを推薦するに至った経緯というものをちょっとお聞きしたいと思うんですね。それともう1つは、本当に大川市民の中に副市長となる人材がいなかったのか。先ほど岡議員も言われておったように、行政の内容も多少把握している、地元の産業も把握している、そういう中で、今後山積みになっている行政の問題を解決するために大川市民の中というか、大川の地元の中に副市長となるべきような人がいなかったのかなというのが私の考えであって、私自身は、通産省かなんか知らんけど、二足のわらじのような形で出向した人材を、果たしてそういうのに頼らなければいけないのかなという憤りというか、大川市民の中でそういう人材がない、それによって今言われるような通産省かなんかという官僚に出向をお願いせざるを得ないぐらいの大川の状況かなと、その辺をちょっとお聞きしたいので、よろしくお願いします。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）

まず、経緯でございますが、これは私自身が直接経済産業省にお願いをいたしました。そして、しかるべき方を紹介してほしいということで、同君が上がってきたわけでありませ

れども、経歴、それから人物、実際にお会いもしました。それから、経済産業省それ自身も書いておりますように、まさに太鼓判を押してくれておりますので、人物、識見、それから能力、そして、今我々が望んでいる能力について十分高いものを持っているというふうにしたところでもあります。

それから、ほかにいなかったのかということですが、それはいろいろな切り口を示せば、いろんな能力の方が多様にいらっしゃるというふうに思いますが、要は最適であるかどうかということが重要だと思っております。今、大川市の副市長として、あるいは政策課題を解決する上で一番最適な人はどういう人なのかということで選任したわけでありまして、ほかにいないからということではないということでもあります。最適かどうかということでもあります。

議長（井口嘉生君）

1 番石橋忠敏君。

1 番（石橋忠敏君）

市長の言われることはわかりました。ただ、最適かどうかということは、確かに今回推薦されている方が、果たして大川市の中身をどれくらい把握されるのに時間がかかるかですよね。そもそもの行政のメンバーというか、行政の執行部あたりとの今までの過去の大川市の問題、確かに市長が言われるように、産業を見据えれば、通産省かなんかというところの人材の力というのは大いにあると思うんですけど、それ以前に大川市の抱えておる問題、まして、私、次の反対の意見で言おうと思うとったんですけど、この4年の間に2人の副市長がやめている行政の中で、果たして二、三年ぐらいで本人さんが持つておる副市長としての器量が発揮できるかというのは、私は疑問だと思うんですよね。

確かに、机上の中でこうだあだという討論はできるかと思うんですけど、人間相手ですからね、執行部という人間もおるし、私たちも議員だし、それなりの人間の、今のいろんなことの問題を、果たして出向という人材に頼ってその人が力を出せるのは、恐らく五、六年か、ずっと先のことじゃないかなと思うんですよね。そうすると、やっぱり今の状況から考えると、今が大事なんですよ。その5年、10年先にどういう状況になるかもわからんし、経済状況がどう変わるかもわからん中で、ちょっと夢見るような話をされても、私は同意できないですね。

だから、私、もうあんまりしゃべるのは苦手やけど、一番は、今回紹介された方が本当に

どこまで腹をくくって、この副市長という仕事をできるのかですよ。失敗しようがうまくいこうがいいと、帰る場所があるんだからという　これは極端な言い方ですけど、この方はそういうことはないと思うんですけどね。後がない人間と後がある人間とでは、仕事に対する意気込みというのもまた当然違いますからね。言われるように、現場サイドが全然わかっていない人がぼんと座ったからといって、そう簡単にこなせるもんじゃないと思うんですよ、副市長という立場は。もっと総合的に把握できた方、いろんな諸問題から人事管理から、すべてを把握している人がいいんじゃないかなと思ったんですけどね。プラスばかりをね、いいことばかりを言われたんじゃ、それは耳障りのいい言葉やけど、現実をもっと把握すれば、私は今回の問題については同意できません。

議長（井口嘉生君）

これをもって質疑を……（発言する者あり）ありますか。市長。

市長（植木光治君）

まあ、蛇足になりますけれども、先ほど来、議員の御意見の中で、期間が2年間だから十分にやれないんじゃないかという趣旨での御質問がありましたけれども、それは箴島議員とか岡議員の御質問にお答えしましたように、こういう経歴、それから、1年ないし2年で次々にポジションがかわっている、つまり、現実の話としては、数カ月で本人がやるべき仕事の内容というのは把握する、そういう訓練をやってきておりますので、今回につきましても、恐らくは一、二カ月、それぐらいのならし運転によって、副市長として何をなすべきか、あるいは大川市の課題について十分に把握できる、つまり、ならし運転は一、二カ月で終わるといふふうに私は思っております。

以上であります。

議長（井口嘉生君）

これをもって質疑を終結します。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。（「議長、1番。反対討論をお願いします」と呼ぶ者あり）1番石橋忠敏君。

1番（石橋忠敏君）（登壇）

議席番号1番、石橋です。反対討論をさせていただきます。

今、確かに市長の説明では夢のある話をされていますけど、要所要所については、例えば1年ないし2年とか、3年とか、あいまいな返事をされていますけど、やはり、この議場で

決定をする以上は、こうするという明確な答えというものがなければ、私たちが判断する材料にはならないと思うんですよね。それと同時に、腰かけみたいな感覚で副市長というものを、私は先ほど言ったように全うできるとは思っていません。ただ、私が今回徹底して反対という考えを持ったのは、言葉の表現はちょっと悪いかもわかりんですけど、まず、どこのだれかわからない人材を、経歴書1枚で副市長として適任かどうかという判断は、私自身はできません。副市長人事というのは、やはり人事に関しては一番重大な案件だと私は思っておりますし、それをただ経歴書というか履歴書か、その紙切れ一枚で、口頭での説明でこの本会議場で賛否を問うという植木市長の考え方に対して、私は憤りを感じておるんですよ。

それは、私たちが副市長たるものをいいか悪いかの判断をするのにですよ、紙切れ一枚出されて、この人間でどうだろうとか、こういうことに関しては、私は植木市長の質というか、こんなことでいいのかなと思うし、私もその紙切れ一枚では到底判断できません。

私も、仮にも1,000人近い市民の代弁者であるという以上は、こういう私自身が把握できないことについては当然賛成できるものではないと思います。今言っているように、この人事は、ただ単なる人事じゃなくて、ナンバーツーという副市長の席は、この人の能力というか、この人の動き一つで大川市民全体に影響するような重大なことですから、それを紙切れ一枚で審議してくれという植木市長に対して、私は本当に腹立つです。ちょっと言葉は悪いかもわかりんですけど、感じがですね。それが1つです。

次に、私たち、日ごろ出向というものをよう耳にするんですけど、この出向というのは、普通、会社が倒産しかかったところ、経営不振に至ったところ、そこに銀行とか金融関係が出向という形で管理に行くんですけど、じゃ、そういうふうな角度から見ると、大川市の行政というのは倒産間際なのかなと思うし、また、今市長が言われておったように、行政の中で官僚として出向という言葉は往々にあるし、植木市長もそういう出向をされた経験があるから、今言われよったわけですね。じゃ、この官僚の出向というのは、その人本人さんの勉強、もしくは、いろんな経験を積むために出向されるような感じで私は受けとめておったんですけど、でも、そういう出向があるとすれば、それを市長が取り入れるということであれば、大川の行政はそういう出向に頼るしかない。大川の人材はいないし、また、そういう勉強がてら、自分の経験がてらで出向してくる人間を受け入れるような大川の行政かというような怒りも感じますね。

それから、その上に、先ほど私もちらっと言ったんですけど、今回、植木市長の4年の間

に副市長が2人やめていますよね。この問題は、大川市民としては大きな問題なんです。よう考えてみれば、副市長たるものが2年ごとでころころかわる。私は、決してそれが植木市長の責任という形じゃないんですけど、植木市長の考え方の中での亀裂というか、そういうものがあるんじゃないかなという懸念もあるんです。また、それは近隣の市町村も同じように見ていると思います。4年で副市長が2人もかわるなんていうのは、全く大川の恥なんです、これは。私は恥だと思いますね。そういうふうに執行部、行政の中身の連携プレーが全くできていないということを証明しよることやからですね。

そういうことも考えると、皆さんの中で大木町との合併とか、いろんなことを考えて反対も賛成もあると思うんですけど、この合併問題にかかわっては、副市長がころころかわり、なおかつ人材不足で出向に頼る、そういう大川を合併の対象として大木町とかほかの市町村が見るかですよ。行政内部がこんなに混乱している内容の大川の行政を、合併問題とかなんかの中でプラスになるか、マイナスになるかですよ。そういうことも私なりに、植木市長のやり方というものに対しては納得できない部分はいっぱいありますね。

それと次に、最後になりますけど、本当にこの二足のわらじという言葉は変ですけど、帰る場所のある人が、私も行政に2年関係しておるんやけど、これほどがたがたしている今の大川の行政の副市長として2年ぐらいの期間で仕事ができるとかは全く私は思えないです。執行部の方々たちとの面識もない、執行部のそれぞれの人たちの人格も知らない。今先ほど言うように、市長は通産省に依頼して、今まで過去面識もなかった、どういう人かもわからないような通産省からの推薦による今回の候補者ですけど、そういう中で、恐らくお互いのコミュニケーションも全くない、そういう中で副市長としての職務ができるかというのは、私は全く考えられないんですよ。むしろ、先ほど岡議員が言ったかと思うんですけど、大川市民というか、そういう中で、例えば地元の現状をある程度把握している人、もしくは、地元の活性を求めらるんであれば商工会議所とか農協関係とか、もしくは、大川の行政の実態を知り得ている市の職員さんのOBの中からとか、そういう方の中からの選任が、その方たちの器量が不足しておったとしても、今の大川の行政の政というのはスムーズに流れていくんじゃないかなと私は思うんですね。

私は、今回の副市長の案件については全く同意できないし、ただ単なる反対意見だけで述べているんじゃないんですよ。こういうふうな人事の管理をやっておれば、大川市はだめになりますよ。全く外枠を見ていないんだから、もっと小さい部分も大事、今市長が言ってい

るように、通産省とかなんとかかんとかというのは、確かに耳ざわりのいい話なんですよ。じゃ、通産省に行った人間は、全部それに値するのかと言いたくなるわけですよ。やはり副市長というのは、頭がいいとか、パイプがあるとか、そういうことも確かに必要ですよ。しかし、市の執行部をちゃんと管理できる、そしてスムーズに行政の仕事が流れるような、ある程度の人的器量を持った人じゃないと、私は副市長というのは無理だと思います。全くこれではね、私たちから見て考えてください。植木市長というのも実際は福岡におった人間ですよ。大川のことは何も知らんのやけん。世間話は知っとってもね。その上に、今度副市長の候補の方も全く大川のことは知らないですよ。大川の経済がどうだとか、基幹産業がどうなるようになるというのは、それは1日聞けばわかりますよ。しかし、現場のことはわかっていないんやけん。わかっていない人が机上の考えで物事を進めようとしても、それはなりませんよ。やはり現場のことを知り、行政の執行部あたりの連中とのコミュニケーション的なものを十分熟知していないと、こういう副市長というのは簡単にできる仕事じゃないですよ。

だからこそ、渡辺氏も、次の西氏も、耐え切れずにやめていったのやから。その辺を今回この議場で賛否を可決される議員の方々もよう考えてください。紙切れ一枚で、いい悪いの判断ができるわけないでしょう。あなたたちにも、あなたたちの後ろにはいろんな支援者がおるんやけん。自分たちの個人感情で簡単にできるような内容じゃないんですよ、これは。私はそう思っております。だから、私はこの場をかりて絶対反対します。

終わります。（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（井口嘉生君）

16番古賀勝久君。

16番（古賀勝久君）

議事運営上のことで議長に進言いたします。

ここで休憩を求めます。（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（井口嘉生君）

ただいま休憩の動議が出されました。

これから本動議について採決いたします。

本動議のとおり、休憩することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数と認めます。よって、本動議は可決されました。



ここで暫時休憩いたします。なお、再開時刻は後ほどお知らせします。

午前10時40分 休憩

午前10時54分 再開

議長（井口嘉生君）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

ここで、これをもって討論を終結し、これから採決いたします。

議案第63号 大川市副市長の選任についてを採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案に同意することに決しました。

次に、議案第64号 大川市教育委員会委員の選任についてを議題といたします。

これから、ただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

議案第64号 大川市教育委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案に同意することに決しました。

次に、この際お諮りいたします。

あす9月8日と9月9日の2日間は、議事の都合により休会いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、次の本会議は、来る10日の午前9時から開くことになっておりますので、念のため申し添えます。

以上で本日の議事は終了いたしました。

なお、ここで先ほど副市長に選任同意されました福島裕幸君及び教育委員に選任同意され

ました廣松美和君から発言の申し出がっておりますので、この際、お願いいたします。

副市長（福島裕幸君）

おはようございます。福島裕幸と申します。今現在、私、経済産業省の職員でございますけれども、本日、議長の発言のお許しをいただきましたので、一言ごあいさつをさせていただきます。

このたび、植木市長より副市長の御指名をいただきまして、本日、本議会におきまして御同意いただきましたことに対しまして、心より御礼を申し上げます。

私、若輩で経験不足ではございますけれども、どうぞよろしく願い申し上げます。

私、今経済産業局のほうで、これまで産業振興でありますとか企業支援、こういったものを担当してまいりました。今現在は、まちづくりとか商店街の振興、こういったものを担当しているところでございます。

現在、やはり厳しい経済状況にございますけれども、私どもといたしましても今努力しておりますのは、地域とか企業が元気を持った、そういう新しい取り組みをされているということで、そういったものを少しでも後押しをし、大きく育てていこうということで、こういったものがこれからも重要になっていくんじゃないかというふうに思っております。

もちろん、市政の全般にわたりまして、市長を補佐するという役割は当然でございますけれども、これから植木市長より特に産業振興にも力を尽くしてほしいというふうに言われてもおります。したがって、私のこれまでの経験でありますとか、そういうものを生かしながら、大川市の発展のためにお役に立てればというふうに思っております。

今後、私としましても努力してまいりたいというふうに思っております。議員各位におかれましては、これからどうぞよろしく御指導をお願い申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。（拍手）

教育委員（廣松美和君）

皆様おはようございます。先ほど教育委員会委員に選任の御同意をいただきました廣松美和です。私は、社会人と大学生、そして高校1年生の子供がおります。高校生は野球部ですので、毎日どろどろのユニホームを持って帰ってきて、その洗濯から1日が始まります。面倒くさいなと思いつつも、子供が元気で毎日頑張っている、そのことが私、母親にとってはとても幸せなことです。そういう普通の母親の気持ちをととても大切にして、委員会で発言することが私の役割だと思っております。大川の教育行政にどのくらいお力になれるかわか

りませんが、できる限りのことをしたいと思っております。どうぞ皆様よろしくお願ひいたします。

本日はありがとうございました。（拍手）

議長（井口嘉生君）

御両人の方、ありがとうございました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、この後、11時15分から臨時全員協議会を開催いたしますので、議員各位は大会議室にお集まりいただきますようお願いいたします。11時15分といたします。

午前11時1分 散会